（口蹄疫対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　施行日前に前条の規定による改正前の口蹄疫対策特別措置法（以下この条において「旧特別措置法」という。）第四条第一項の規定による地域の指定がされた場合における同項から同条第四項までの規定による消毒に係る措置及び当該指定の解除については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧特別措置法第六条第一項の規定による地域の指定がされた場合における同項の規定による勧告及び当該指定の解除については、なお従前の例による。

3　施行日前にされた旧特別措置法第六条第一項の規定による勧告（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた勧告を含む。）に係る同条第二項の規定による措置、同条第五項の規定による指示及び同条第六項又は第七項の規定による焼却又は埋却については、なお従前の例による。

4　前項の勧告に従って家畜を殺したことに伴う旧特別措置法第六条第九項の規定による損失の補**塡**及び施行日前に同条第二項の規定により家畜を殺され、又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により家畜を殺されたことに伴う同条第十項の規定による損失の補償については、なお従前の例による。

5　施行日前にされた旧特別措置法第六条第六項の規定による焼却又は埋却（施行日以後に第三項の規定によりなお従前の例によりされた焼却又は埋却を含む。）に係る同条第十二項の規定による費用の交付については、なお従前の例による。

6　施行日前に都道府県知事又は家畜防疫員が旧特別措置法第四条第一項から第三項までの規定による消毒（施行日以後に第一項の規定によりなお従前の例によりされた消毒を含む。）を実施するために要した費用、旧特別措置法第六条第七項又は同条第八項において準用する旧特別措置法第五条第二項の規定による焼却又は埋却（施行日以後に第三項の規定によりなお従前の例によりされた焼却又は埋却を含む。）を実施するために要した費用並びに旧特別措置法第六条第九項の規定による損失の補**塡**及び同条第十項の規定による損失の補償（施行日以後に第四項の規定によりなお従前の例によりされた損失の補**塡**及び損失の補償を含む。）を実施するために要した費用並びに同条第十二項の規定による焼却又は埋却を行った者に交付した費用（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例により交付された費用を含む。）に係る旧特別措置法第十九条の規定による費用の負担については、なお従前の例による。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十七条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「限る。）」の下に「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十六号）附則第十六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第十五条の規定による改正前の」を加え、「補てん金」を「補**塡**金」に改める。

（民法等の一部改正）

第十八条　民法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「の施行」を「附則第一条第二号に掲げる規定の施行」に改める。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十九条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「輸出入動物その他の物に対する」を削り、「輸出入検査及びこれに基づく処置」を「輸出入動物その他の物に対する輸出入検査その他の措置」に改める。

（政令への委任）

第二十条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦
環境大臣　松本　龍
内閣総理大臣　菅　**直**人

展覧会における美術品損害の補償に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月四日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第十七号

展覧会における美術品損害の補償に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、展覧会の主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を設けることにより、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援し、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　美術品　絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいう。

二　展覧会　美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものをいう。

イ　独立行政法人国立美術館が設置する美術館

ロ　独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設

（補償契約）

第三条　政府は、展覧会の主催者を相手方として、当該主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその所有者に対し当該損害を補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）を締結することができる。この場合において、前条第二号ハの施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮するものとする。

2　前項前段の展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものでなければならない。

3　第一項前段の展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者でなければならない。

（補償金）

第四条　補償契約による政府の補償は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあっては補償上限額とする。）の限度で行うものとする。この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会の主催者が第六条の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。）の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会の主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によって算定する。

一　当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（地震による損害その他の政令で定める損害（次号において「特定損害」という。）に該当するものを除く。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合　その超える額

二　当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（特定損害に該当するものに限る。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合　その超える額

補償対象損害の額の合計額に関する前項第一号及び第二号の政令を定めるに当たっては、多様な展覧会の開催に資するよう配慮しなければならない。

3　補償契約に係る対象美術品ごとの補償金の算定方法に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（補償契約の締結の限度）

第五条　政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る約定評価額総額（一の補償契約に係る対象美術品の約定評価額の合計額（当該合計額が補償上限額を超える場合にあっては、補償上限額）をいう。）の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

（対象美術品の取扱い）

第六条　補償契約の相手方である展覧会の主催者は、対象美術品の展示、運搬その他の取扱いに当たっては、その損害の防止のために必要なものとして文部科学省令で定める基準を遵守しなければならない。